

朝霞市給食栄養管理システム導入業務に係るプロポーザル審査要項

1 趣旨

本要項は、「朝霞市給食栄養管理システム導入業務に係る公募型プロポーザル実施要領」に定める事項のうち、優先交渉権者を選定するための審査方法について、評価項目等の必要となる事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査は、別紙「朝霞市給食栄養管理システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査委員名簿」に掲げる7名の採点により行う。

3 採点方法

(1) 企画提案の内容は、プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類により採点をする。

評価点	1,000点
-----	--------

(2) 審査委員は、別紙「朝霞市給食栄養管理システム導入業務に係るプロポーザル採点表」の各項目に基づき採点を行うものとし、各参加者の企画提案の内容を比較し、採点項目ごとに優劣をつけることとする。なお、採点項目にて参加者から提案のない項目については0点とする。

4 順位

(1) 「朝霞市給食栄養管理システム導入業務に係るプロポーザル採点表」による評価点が高い参加者から順に順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、評価点が600点以上であれば、第1位の優先交渉権者とみなす。

(2) 「朝霞市給食栄養管理システム導入業務に係るプロポーザル実施要領」に定める経費上限額の総額を超える参加者は失格とする。

5 審査結果の通知

優先交渉権者を選定した後、その結果を参加者に通知し、朝霞市ホームページにて公表する。

別紙

朝霞市給食栄養管理システム導入業務に係るプロポーザル審査委員名簿

	所 属	職 名	氏 名
1			
2			
5			
4			
5			
6			
7			